

CONT ENT

2 ru.espacenet.com officially
launched
3 Editorial
4 EPC 2000: changes to Register Plus
5 News on EPO data
6 SIPO introduces legal status data
in English
7 Open Day in Munich
8 Need a special search?
Ask the EPN!
8 MIMOSA version 6 ante portas!
9 Fostering IP in Latvia
10 What you missed in the last issue
10 EPO training at your desk
11 Fit for Asia?
12 Other news



誰にでもバリアフリーのアクセス

ヨーロッパの新しい特許情報政策

EPO は、特許情報活動の政策を再定義しました。この再定義されたバージョンの基礎となるのは、特許データへのバリアフリーアクセスの概念です。これはヨーロッパにおける特許情報の展望が劇的に変化することではありませんが、長期的に製品とサービスの仕方に影響するかもしれません。

EPO の方針を再定義する計画は去年 11 月キプロスにおける EPO 特許情報会議で発表されました。EPO 副長官 Curt Edfjäll は、技術的な環境、および特許情報ユーザ社会における劇的な変化について説明しました。すなわち、あれこれと変化があったこと、例えば、EPO 加盟国の増加、商業特許サービスの変化などにより、再定義が必要となったと述べました。大規模な議論の後、EPO 管理理事会の 2007 年 6 月の会議で新しい政策を採用するという決定が取られました。

Barrier-free access

特許情報政策に“バリアフリー”という用語を取り入れることによって、EPO はヨーロッパにおける産業の特許データへの最良のアクセスを目下妨げている障害を取り除くことに自由に取り組むことになるでしょう。初心者のユーザがより良いサ―チャーへと成長してきているという認識が広がっていますが、それが必ずしも彼らが検索結果をより良く理解しているということではありません。Curt Edfjäll は「今日、特許へのアクセスは簡単だが、理解するのはこれまで以上に難しい。」と述べました。特許情報

の有効利用への障害の一つが特許と特許データの複雑さです。二つ目の障害は国によって利用可能な技術が異なることです。三つ目の障害は言語です。英語を話す人は英語を話さない人よりも明らかに有利でしょう。さらに、その他いくつかの障害があります。

最も広い意味において、バリアフリーアクセスの概念は以下の全て領域に適用されるでしょう。

- ユーザフレンドリーであることと使いやすさ
- 言語
- 利用可能な技術

- 価格設定
- 国際的なアクセス
- データ範囲
- 探索に必要なツール

障害の除去

再定義された政策の承認をもって、EPO は実施を開始することができます。過去のように、EPO 加盟国の特許庁への積極的な支持が含まれます。また、ヨーロッパでの特許出願前に有効な新規性調査を実行するのに出願人が必要とするものを確かにするために EPO は最善を尽くすということでもあります。

また、EPO は特許情報の更なる集約的利用のため、インターネット上で利用可能なデータやツールの作成方法、及び技術的専門知識や検索経験が少ないユーザの助けとなるツールの開発・改善も検討中です。

この再定義はヨーロッパの特許情報政策の 1988 年以降最初の主要な改正でした。旧方針が長い間改正の必要なく継続したという事実から、それが良好で堅固たる構想であったことが分かります。この成功を考慮すると、EPO が特許情報を役立てる方法を急に大幅に強制的に変える理由がほとんどないように思えます。新しい決定に続いて私たちが予想できることは、ゆるやかなシフトです。特に単に EPO データを利用可能にするのではなく、どのように利用可能とするのかについて注目しています。以前の EPO 戦略は、出来るだけ多くの人々に特許情報を使用して頂くことでした。新しい戦略は、出来るだけ多くの人々に有効に特許情報を使用して頂くことです。

EPO 副長官 Curt Edfall のキプロスにおけるスピーチの記録は以下で利用可能です。

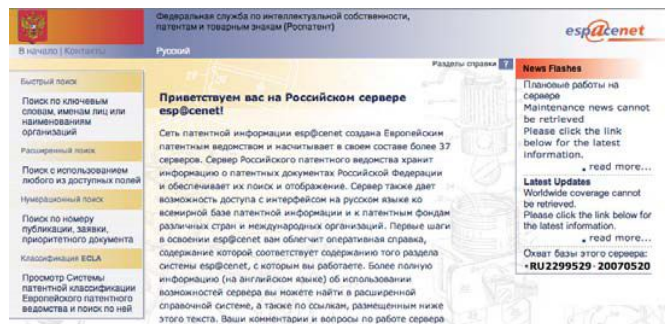
EPO website

www.epo.org/about-us/events/archive/2006/pi-conference-2006/programme.html

ESPACENET

Rospatent – *esp@cenet* ru.espacenet.com が正式にスタート

ロシア特許庁独自の *esp@cenet* サービスは、7 月にモスクワで知的所有権、特許、商標の連邦政府局において、100 人以上の代表が出席した注目のイベントとともにスタートしました。



Rospatent と EPO のスタッフによる 2 年以上の集中作業の後、無料のオンライン特許情報サービスは公式に国際的な専門メディアの注目の下、公開されました。公開日のイベントで、Rospatent 長官、ボリス・シモノフは、特許情報の提供は、新しいアイデアを支持する連邦政府機関の政策の不可欠な要素であると述べました。それに答えて、EPO の特許情報主任責任者ヴォルフガング・ピルヒは、ロシアの *esp@cenet* の利用が、特許情報の世界をロシアの革新者と企業家のものにするだけでなく、ロシアの特許情報そのものを世界の舞台に上げることになるだろうと述べました。ロシア国内外の実業家、コンサルタント、および技術ブロー

カーは革新と開発における特許情報の役割の異なった局面を提示しましたが、一方、欧州委員会は、7 番目の Framework Programme 基金の提案時には、関連従来技術を見つけるための具体的な *esp@cenet* の使用について言及するだろうと発表しました。セミナーは、EPO による *esp@cenet* の対話的なデモンストレーションで締めくくられました。このスタートは特許情報の専門技術をロシアの革新共同体に移転するのに使用される一連の出来事の最初となるものでした。

USPTO で ピア・レビューがテスト段階

2007 年 6 月中旬に、USPTO はコンピュータ技術における審査過程を改良するピア・レビュー（同分野の専門家達による評価）の試験的なプロジェクトを始めました。

この試みはニューヨーク法科大学院の情報政策研究所によって構成された共同体特許審査プロジェクト(CPRP)との共同連携です。この試みによって、審査官による審査前に、公開特許出願のクレームに関連する技術的な引例に注釈を付けて提出する機会がコンピュータ技術の専門家に与えられます。この試みは 1 年間続けられます。この間、CPRP ウェブサイトで登録した技術専門家は、250 件までの公開特許出願について審査し情報を提供することができます。現行法では、出願人の承認なしに、一般人が先行技術に関連する注釈を提出することは認められていないため、この試みにおいて自発的な出願人及び選ばれた出願人全員から同意を得ることになるでしょう。

ピア・レビューの試みについての詳しい情報はこちら。

www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/peerreviewpilot.pdf

論説

特許情報の将来的な傾向

前回の論説では、私は欧州特許庁のシナリオプロジェクトの結果についてまとめました。世間での特許システムへの不満の増加と共に、このプロジェクトは、欧州特許庁での激しい議論と、30周年を迎えた欧州特許庁に次の30年間に向けた戦略の見直しを引き起こしました。

著名な未来学者のハーマン・カーンによると、シナリオは、原因となる過程と決定時点に焦点を合わせることを目的として組み立てられた仮説的な一連の出来事を表すのに使用されます。

したがって、それらは“もし～ならばどうなるだろうか?”という質問の答えとなります。言い換えれば、それらは外部の要素(私たちの場合は、経済、政治等)の意義を認識する形で組み立てられた手本への応答となります。

“その結果どうなるだろう?”(言い換えれば、どの要素が優位になるだろう?)という質問については、別個に答えなければなりません。

直線的または指数関数であるかもしれませんが、傾向を推定するのは可能です。しかしながら、論理的な限界に達するのは早く、これらの傾向が揺らがなければならなくなるか、または不意に変化が起こるか

どうかはすぐ明確になります。私たちの分野、特許情報では、主要因は市場、景気循環、および技術の波動の重複です。技術開発に関するマッピングで使用されるコンドラチェフのサイクルは、更に6番目のサイクルを予測します。そのサイクルは革新における別の躍進につながり、今回その躍進はバイオテクノロジー、ナノテクノロジー、核融合エネルギー、再生エネルギーに焦点を合わせています。一方、ナイスビットによる“メガトレンド”の予測では、これらはバイオテクノロジーと遺伝子工学となります。

しかし私には、出現によって発生するような不意の変化が決定的要因となるように思われます。1つの例は異なった技術が相互作用する時です。例えば、情報を見るための手段を提供するプログラム(ブラウザ)とデジタルデータを送信するためのネットワークの相互作用です。この相互作用の産物は、2、3年の短期間にインターネットを主要な通信形式

へと変え、それに伴い広範囲に渡って影響を与えました。私たちの分野には、そのような出現に関して多くの可能性が見えます。

一番可能性のある領域はサーチエンジンと翻訳ソフトウェアの融合でしょう。大量の翻訳文の存在は、統計的な手法に基づき、私たちが翻訳システムを改良出来るということです。これらのシステムが、ある開発レベルに達する瞬間、サーチの結果ではなく、それら文書自体の実際の集合を翻訳することや、翻訳された形でそれらの文書に索引をつけることに意味があるようになるでしょう。ユーザが単一言語のデータベースで探すことが可能になると、中国と韓国から殺到する特許文献によって引き起こされた文書の巨大なギャップを次第に埋めることでしょう。

二番目に起こりうる爆発的進歩は、Web2の可能性です。これは、見たところ分けれるよう



に見えない大きな仕事を多数の小さな仕事に分割する目的で、インターネットユーザのネットワーク作りを特許情報の分野に適用することです。これで、とてつもなく大規模な分類や検索、ひいては翻訳プロジェクトの発足が可能になるでしょう。

米国でちょうど始動した“ピア・レビューの試験的プロジェクト”は、非常に大きな可能性を持ち、特許情報の利用を大きく引き上げるでしょう。

シナリオプロジェクトで特定された主な要素を見続けることによって、私たちは周期的なものとの突然の進歩との両方を予測することができるでしょう。そうすることによって、特許情報の未来を垣間見ることができるでしょう。

ヴォルフガング・ピルヒ
特許情報 主任責任者

EPC 2000: Register Plus に変化

遅くとも 2007 年 12 月 13 日に施行される予定であったことから、最新号と前号の Patent Information News では、新しく施行される欧州特許条約に関する記事を書きました。

今号では、一般に EPC2000 と呼ばれる新しい条約が、EPO の Register Plus サービスに与える変化について掘り下げて見ていきます。

EPC 規則の参照がありません。

現在、European Patent Register (Register Plus を通してアクセス出来ます。)は特定の規則、例えば、「規則 5'(4)」を引用することによって EPO、出願人または異議申立人が取った手続き上の行動に関する情報を提供しています。EPC2000 と共に完全に変わるであろう規則番号に関する混乱を避けるために、改訂された条約が有効となると、この履行は中止となるでしょう。

代わりに、Register は関連規則の要旨を伝えるのに、例えば「承諾する意思に関する連絡報告書」のような言い方をしましょう。

Register に関する新しい情報

2007 年 7 月 12 日付けの欧州特許庁長官の決定事項に従い、European Patent Register は以下の項目を追加して含むことになりました。

- 異議申立期間内に異議申立が無かった場合：“異議無し”とします。
- ヨーロッパ特許明細書内の誤りが訂正された場合：“訂正特許明細書 (訂正日)”と表示します。
- 追加のヨーロッパサーチレポートの発送日
- 最初の審査通知の発送日
- 権利回復の請求の受理日
- 権利回復の請求の拒絶
- 異議申立人の名前、居住地と居住国又は主要な事業所
- 異議申立人の代表者の名前と事業所所在地
- ヨーロッパサーチレポート作成後に明るみになった新しい文書
- 欧州特許庁が指定官庁である特許協力条約(PCT)の下における国際出願
 - 国際出願番号
 - 国際公開番号
 - 国際公開日
- ヨーロッパ特許の制限又は取消の請求日
- 請求人の名前、居住地と居住国又は主要な事業所
- 拡大審判廷による再調査のための請願日
- 請願者の名前、居住地と居住国又は主要な事業所
- 再調査のための請願ファイル番号

The screenshot shows a web form for 'Reference to earlier application'. It includes fields for 'Earlier Application Number (EAPP01)' with value 'EP198102513', 'Date of filing of earlier application (EAPP02)' with value '02-03-2005', and 'Filing Office of earlier application (EAPP03)' with value 'DE - Sweden'. There are checkboxes for 'Description', 'Claims', and 'Drawings', with 'Drawings' checked. Below this is the 'Extension of time limit for translation' section, with 'Dispatch date (EAT100)' set to '24-03-2006' and 'Time limit (EAT101)' set to '2' months.

Register と Online File Inspection のための新しい内容の同期化

European Patent Register と Online File Inspection の内容の変更によって、一般ユーザも Register Plus を通して同時に European Patent Register と Online File Inspection を将来的に利用可能になるでしょう。(European Patent Register の出願閲覧及びオンライン相談に関する 2006 年 8 月 15 日付けの欧州特許庁からのお知らせ (OJ EPO2006,535) をご参照下さい。)

言い換えれば、この 2 つのサービス間で新しい内容が出現するのにタイムラグはなくなるでしょう。

File inspection

File inspection は、新しい手続に関連する文書が利用可能になり、かつそれらが File Inspection から除かれなかった場合を除いて、本質的には変化は無いでしょう。(特許庁長官の関連決定である特別版 No.3 OJ EPO2007,J.2 と J.3 をご参照下さい。)

EP 公開公報(A)に関する新情報

公開公報(A)は、EPC2000 で公開前の段階に取り入れられる新しい状況を考慮に入れるため、追加情報を載せることになるでしょう。

(例：“遅延出願”請求：優先期間に関する権利回復の請求)

新しい B3 ドキュメント

2007 年 1 月の Patent Information News でもお伝えしましたが、登録となったヨーロッパ特許出願の中で制限を認められたものについては、新しい登録公報 (B3) となります。

EPO は、EPC2000 の反響絡みのお問い合わせ用に特別な情報サービスを始めました。epc2000com@epo.org までご質問をお送り下さい。

未加工データ

EPO data news

2007年はEPOにとって30周年記念の年であっただけでなく、ウェブサービスに関しては、飛躍的な進歩の期間でもありました。

ここ数年、Open Patent Services(OPS)は esp@cenet を通じて利用可能なデータにアクセスする別の手段を提供しています。それらの成功を踏まえ、同様のサービスがヨーロッパ公開公報サーバ用に立ちあげられました。サーバは、公開日によって様々な形式をとるヨーロッパ特許文献を含んでいます。現在、ユーザは通常のインターフェイスを使用するか、SOAPに基づいた Web サービスを使用して公開公報サーバからデータを検索するかを選ぶことができます。詳しい情報に関しては、www.epo.org/patents/patent-information/european-patent-documents/publication-server.html のヘルプファイルをご参照下さい。

インターネット・フォーラム

更に、EPO と OPS のユーザ、及びEPOと公開公報サーバのユーザとの通信を向上させるために、EPO は <http://forum.espacenet.com/index.php> に新しいインターネットフォーラムを設置しました。このフォーラムは、ユーザがEPO のウェブサービスでの経験、考え、質問を交換する基盤となります。また新版、変化、改良の発表を知ることができる場でもあります。今後そのような発表は、フォーラムで専ら発表され、フォーラムの登録ユーザにのみ配信され、メーリングリストは中止されるでしょう。

EPO は、OPS システムと esp@cenet をモニターし、必要ならばアクセスを制限するため、“公正使用”方針の実施への取り組みを始めました。これらのサービスは、個人による調査向けであり、機械による大量な使用または大量のデータのやり取りを目的としていませんでした。“公正使用”方針の詳細につきましては近いうちに発表致します。

未加工データ・リソース(かつての INPADOC ウェブサイト)
今年の4月にEPOはウェブサイトの新しいバージョンを立ち上げました。デザインと構造の変化を含め、かつての INPADOC ウェブサイトの内容と構造を一新し、現在“未加工データ・リソース”と名前を変更しました。

ユーザは、未加工データ・リソースのページへ www.epo.org から行くことができます。“Patents”をクリックし、次に“Patent information”をクリックして下さい。その画面の左側のナビゲーションコラムにはリンクがあります。ここには過去全ての IPG 刊行物、ニュース速報、ニュースアーカイブへのリンクが含まれています。FAQ 欄が更新され、“便利な見出し、統計、カバー範囲、コード”というリンクに書誌事項及び審査登録状況の全ての統計、コード、フォーマット、及び対象内容の見出しがまとめられてい

ます。ユーザは出願、優先権、公開公報および SPC 番号がどのようにフォーマットされているかを示す見出しを見つけることができます。優先権と種類コードの見出しおよびマニュアルや明細書などの付加情報も載っています。

詳細につきましては、www.epo.org/patents/patentinformation/raw-data.html をご参照下さい。

書誌事項データ

XML 統計の新しいセットが、現在、www.epo.org/patents/patent-information/raw-data/useful-tables.html の未加工データダウンロードエリアから利用可能です。これらは、2008年の第18週目の D OCDB XML 配信の最終移行に伴い終了した旧統計“Weekly IPG statistics”と置き換わるものです。

それらの多くが欠如していたか、間違っていたせいで、2006年の第46週目からフランス語の要約文が大量にリロードされ始め、合計 523,472 件の文書が処理されることとなりました。

カナダ特許の請求項全文

また、EPO 特許情報サービスは現在カナダの公開特許の請求項全文を含んでいます。カナダ知的所有権庁とEPOとの素晴らしい協力のおかげで、今年6月に1978年から2007年までのカナダの公開特許(A、A1、C)をカバーする請求項をEPOの内部利用用の全文データベースにロードすることができました。

これらの請求項は特許情報

共同体でまもなく大々的に利用可能となるところです。初めは esp@cenet のサービスを通して利用が始まります。(http://ep.espacenet.com のカナダ公開特許画面で“Claims”タブをクリックして下さい。)後に Open Patent Services(OPS)を通しての利用となります。(http://ops.espacenet.com/)

更にカナダ特許請求項全文の完全なコレクションが、EPO の内部データベース・システムからそのまま流して未加工データ形式でEPOで利用可能です。データは2個の別々のファイルに分割され、1つが英語の請求項(817,000件)、もう1つが仏語の請求項(34,000件)を含むものです。カナダ全文データベースの入手についての詳細は、PatentData@epo.org にお問い合わせ下さい。

審査登録状況ニュース

審査登録状況のデータベースについては、WIPOの審査登録状況の包含と更新は、原始データの変更に伴って中断されていました。審査登録状況のデータベースが欠けていたWIPO文書は2006年第45週目以降、審査登録状況のデータベースに再ロードされました。

尚、2006年第42週目から、審査登録状況のデータベースは2006年5月以降のドイツのPCTに移行しないデータの取込を再開しました。最終的に、全ての以前のドイツ特許補完証明書登録が、新コードと完全な詳細を含む新しいものに置き換わりました。この情報はドイツ特許庁によって提供されました。

SIPO が英語の審査登録状況データを導入

現在中国の特許、実用新案、および意匠の審査登録状況データが英語で検索可能だということをご存じでしたか。この新しいサービスは 2007 年 4 月に中国の特許庁(SIPO)に導入され、SIPO ウェブサイトで無料で利用可能です。データは新しい“特許情報サービスの実験的システム”の一部であり、ユーザは英語と中国語の両方で中国特許文書を検索できます。この新しいシステムは今年 4 月の終わりにウィーンで開催された“東西の出会い”フォーラムで、世界のユーザに向けて SIPO の専門家によって紹介されました。

審査登録状況データ(毎週水曜日に中国特許庁報で発表されたデータに基づいている)では 1985 年以降の中国特許文書が利用可能です。中国の特許法に基づき、データは以下を含むことになります。

- 公開公報
- 審査請求
- 出願の取下げ
- 拒絶
- 登録公報
- 更新料の不払による権利保護の失効
- 権利保護期間の満了による権利保護の失効

年金の支払いに関する情報は中国特許庁報で発表されないため、データベースに掲載されません。尚、検索者は、発表された日付が発効日ではなく、庁報における公開の日付であることも念頭に置かなければなりません。

英語の審査登録状況データは基本的に中国語で発行されたものと同じです。どちらの言語のデータも毎週更新されます。データの中国語での利用は庁報で発行されると同時に可能になります。英語データについては、少なくとも 6 カ月のタイムラグがあります。言い換えれば、この記事の執筆時点(2007 年 9 月中旬)では、2007 年 2 月末までのデータが英語で利用可能だということです。このタイムラグのために、英語の検索結果と問題の文書の中国での最新の審査登録状況データとを比較することが望ましいと思われます。このデータは中国語の検索インタフェースの番号検索を通して見ることができます。

英語の審査登録状況データにアクセスする 1 つの方法は専用の「審査登録状況」検索マスクを使用することです。しかしながら、この検索マスクは、出願番号でしか検索できません。他のフィールドでは、公開日や法的状況(公開、登録等)を検索できます。この検索手段は特許、実用新案、および意匠に関するデータを探すのに利用できます。

2 番目のオプションは、“簡易検索” 又は“構造検索”などの検索マスクによる番号、キーワード、IPC 分類などを用いた一般

的な検索から始めることです。英語の審査登録状況への直接リンクとともに、書誌事項と要約(特許の場合)か書誌事項(実用新案の場合)を作成します。しかしこの方法は意匠に関する審査登録状況データを得るのには使えません。

これらの検索マスクを用いた検索から得られる結果は原文(TIFF 形式)への直接リンクも含んでいます。特許については公開公報へのみアクセス可能です。登録特許を見たい場合、中国語の検索マスクを使用する必要があります。

ひと目でわかる要点	
データベース名と URL	特許情報サービスの実験的システム http://pub.cnipr.com/enpubpisofts
運営者	中華人民共和国国家知的所有権庁(SIPO)
特徴	中国の審査登録状況に関する初の英語データ
データ範囲	1985 年から現在までの特許、実用新案、意匠
中国語及び英語のデータの更新頻度	毎週水曜日
中国語と英語のデータ入力のタイムラグ	約6ヶ月
英語の審査登録状況データへのアクセス方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専用の審査登録状況検索マスク ■ 一般検索用“簡易/構造検索”→検索結果から審査登録状況へのリンク
その他特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中国の特許と実用新案を英語で検索 ■ 書誌事項(特許と実用新案)、英文抄録(特許) ■ 中国語原文 (TIFF 形式)

1. 検索マスク

Application Number	Legal Status	Publication Date	Legal Status
89201542.6		1989.11.08	Publication
89201542.6		1990.08.01	Granted
89201542.6		1990.10.11	Utility model specification correction
89201542.6		1990.09.23	Bibliographic change
89201542.6		1994.06.15	Patent right lapsed (Lapsed due to expiration of validity period)
89201542.6		1995.04.05	Utility model patent correction
89201542.6		1995.04.12	Restoration of patent term under rule 43 of patent law before modification
89201542.6		1994.07.29	Patent right lapsed (Lapsed due to expiration of validity period)

2. 検索結果: 英語の審査登録状況

Application	Legal Status	Legal Status
1 87107036.9	2006.09.06	Patent right lapsed (Lapsed due to non-payment of the annual fee)
2 87107036.9	2000.08.23	Granted
3 87107036.9	1988.11.25	Beginning of substantive examination
4 87107036.9	1988.05.08	Publication

EPO 訪問

2007年12月4日 ミュンヘンでの一般公開

EPO の電子図書館と情報オフィスは、2007年12月4日(火)にミュンヘンにある該施設で一般公開を行います。

訪問者は全ての最新の技術進歩に触れ、電子図書館と情報オフィスをより詳しく知る機会となるでしょう。

大きな変化の一つが新しい欧州特許条約(EPC2000)ですが、遅くとも2007年12月13日には施行予定です。

一般公開では EPC2000 について多くの発表を予定しております。

■ EPC2000 へ向かう背景

- 出願と優先権出願についての条件
- 実体特許法
- 法律上の救済手段
- 制限と取消し
- 再審査の請願
- 費用と料金

また、訪問者は特許データベースと特許調査に関する対話的なワークショップに参加することができます。

- EPO オンラインサービス
- 特許情報を見つけるための新しい手法
- 審査登録状況データ: いつ、どこで、どのように、なぜ?
- 工業所有権保護への序

特許情報の実験的システムサービスでの英語の検索機能は <http://pub.cnipr.com/enpubpisfts> にて無料でアクセス可能です。中国語検索の簡潔な手順が EPO の <http://www.epo.org/patents/patent-information/eastasian/helpdesk/china/search.html> の“FAQ China”のページに掲載されています。東アジアの特許情報に関して他に何か質問がございましたら、私どものヘルプデスク asiainfo@epo.org までご連絡下さい。

論

- 東アジア(日本、中国、韓国)からの特許情報
- esp@cenet からミモザまで: EPO の特許情報製品の概観
- 検索と発見: 学生向けの科学技術的な情報

一般公開の言語はドイツ語です。



電子図書館と情報オフィスの住所はミュンヘン 80339 Grasserstrasse 6 です。

一般公開への出席は無料ですが、出席者は、事前の登録が必要となります。プログラムと登録フォームは以下の EPO ウェブサイトで利用可能です。 www.epo.org/about-us/events/open-day-2007_de.html

詳細については電子図書館 (e-library@epo.org)までご連絡下さい。

各国特許庁へ引き渡された特殊な検索

欧州特許ネットワーク(EPN)の枠組みの中のヨーロッパ内の各国特許庁の役割の見直しの一環として、以前にEPOによって実行された特殊な検索サービスが各国特許庁に引き渡されました。6月に管理理事会によって採択された決定は今年9月1日に施行されました。

Services	Pre-filing and pre-opposition searches
Typical costs	Upon request
Technical areas	All technical areas except chemicals and biotechnology
Languages	Requests in English and Turkish Reports in English and Turkish
URL	http://tpera.tpi.gov.tr (Will be active in 2008)
Contact details	Mehmet Filiz - Head of Patent Department Turkish Patent Institute, Hippodrom Cad. No:118 Nispetiye, Ankara TURKYE Tel: +90 312 3031181 Fax: +90 312 3031220 e-mail: tpera@tpi.gov.tr
Main features	To be provided

特殊な検索プログラムの一部であった特殊な検索に関する情報を求めるEPOウェブサイトへの訪問者は、現在そのようなサービスを提供する各国特許庁のリストへたどり着くことができます。(www.epo.org/about-us/europeanpatent-network/ssp.html)

リストは現在14カ国の特許庁から成り、情報が利用可能になり次第、更なる国の特許庁についてもリストに載ることとなります。各国が提供する特殊な検索サービスについての情報へのリンクがあり、その内容は各国特許庁によって提供、更新されます。

よってユーザは、特定の国の特許庁の検索サービスに直接アクセスするか、様々なリンクをクリックしてサービスを比較してからどれにするか最終的に選択することもできます。

特殊な検索プログラム(SSP)は、標準的な特許性調査の領域を超えてEPOが行った標準的かつ特殊な検索サービスの範囲でした。EPOは、制約を解かれた容量を、通常の権利付与過程のスピード・アップにつなげるでしょう。

MIMOSA 第6版 -まもなく完成！

MIMOSA 第5版はおよそ3年前に導入されたばかりですが、後継のMIMOSA 第6版は、既に導入試験に合格し、10月の始めに一般向けの配布の準備ができています。

新しいバージョンは何を提供しなければならないでしょうか？ ユーザが既に知っている非常に洗練された検索機能とフレキシブルな構造オプションのセットに加えて、MIMOSAには承認されたESPAC E データコレクションオンラインへの安全なアクセスを可能にするインターネットアクセス管理モジュールがありません。

また、新しいバージョンは最近厳しくなったMS Windowsのセキュリティ機能、特にXP、Vistaに充分対応していません。読者の方は既に経験があるかもしれませんが、特に所定の(厳しい)セキュリティ方針のある社内環境においては、このようなセキュリティ機能が通常のPCユーザの生活を複雑にします。従ってMIMOSA6はオペレーティングシステムで保護されたファイルとフォルダーへの書込みアクセスをもはや必要としていません。ユーザのPCへ前もってインストールしなくても、CD-ROM/DVD-ROM/USB デバイスから直接導入することさえできます。

どのように動作するか、どんな利点があるかなどの詳しい説明を含めた新機能が全部そろったリストについては、次回のPatent Information Newsで取り上げようと思います。

PS: それまで待てない方は、EPOウェブサイトの新しいESPAC E デモディスクの有用性に関するニュースに注目して下さい。そこには、第三者製品とともにMIMOSAの新しいバージョン、およびEPOと各国のESPAC E シリーズの小さいデータサンプルが含まれています。

ラトヴィアにおける知的所有権の促進

ラトヴィアは今年の EPO 特許情報コンファレンスの開催国になるでしょう。

ラトヴィア独立後の 15 年前の特許庁開設以来、ズィグリズ・オーマイスターズは特許庁長官を勤めています。この記事では、彼はヨーロッパの最も新しい知的財産権システムの 1 つの過去、現在、および未来への個人的な見解を語ります。

ラトヴィア特許庁は現在で操業 15 年目です。発明特許出願と商標登録の件数は安定しました。しかしながら、科学的調査、技術的な開発、および生産のボリュームは、特許及び商標の出願件数を増加させるには明らかに不十分です。興味深い技術的解決法や、商標やサービスマークが、無知や過失により法的保護を受けられないことが何度もありました。これは一般人同様に専門家においても工業所有権保護に関する知識が不十分だったことを反映しています。

ラトヴィア特許庁は、この問題について、工業所有権保護や出願方法に関する情報を提供する地域のサポートセンターを設置するなど、いくつかの重要な初期措置を取りました。

国家知的財産委員会と知的財産権に関する専門家グループが 2005 年に発足し、知的財産権の教育に重要な役割を果たしていま



ラトヴィア共和国
特許庁長官
ズィグリズ・オーマイスターズ

す。この過程の重要性は、知的財産権委員会によって公認されたメインタスクと知的財産権の発達への傾向及び保護のガイドラインにおいて強調されています。

ラトヴィア特許庁は高い専門基準に尽力しており、特に知的財産権保護の分野において、ラトヴィアの法律と規律は欧州連合と世界

トヴィア特許庁の戦略開発プログラムが現在作成されています。このプログラムは工業所有権だけでなく、世界情報ネットワーク、広報外交や研修、その他の議題を扱っています。これらは全体として国家経済とその発展に目覚ましく貢献することでしょう。

新しい特許法が採択され、工業意匠法、半導体構造の形状保護法が民事訴訟法と同様に、実質的に改正されました。上記の法の条項の実施を目指す文書が作成され、承認を待っています。

工業所有権保護の課題は多岐に渡り、重要なものです。いずれにせよ、過去数年に成し遂げてきたことを振り返ってみると、それぞれの国際社会の要求と習慣に準じた工業所有権保護について実行可能な国内システムの構成がもたらされたのですが、ラトヴィア特許庁の専門家としてのスタッフがこれらの課題に対処して、さらに私たちのシステムを発展させて、強固にしてくれるだろうと私は信じて疑いません。

貿易機関の要件に完全に準じています。

また、私どものスタッフの知識と技能を改善するための努力とともに、私たちは、経済における知的工業所有権の役割に関する更なる情報を一般社会に提供することを目指します。

科学学会とラトヴィア特許庁との協力協定は無事実行に移されました。それは知的財産権保護の分野とその意味を一般社会に知らせることで、2つの組織に密接な協力をもたらしました。

2008-2012 年に向けたのラ

回顧録

先月号で見逃したものの・・・

Patent Information News は、私たちのウェブサイトだけで発行され、紙媒体はありません。それを見逃した方々のために、Patent Information News 2007年2月号からの重要事項のいくつかをここに作成しました。

中国特許文書の翻訳
ウィーンの「East meets West」フォーラムで、EPO 副長官 Curt Edfjall は特許審査官がますます先行技術の調査で中国の文書へのアクセスを必要とし、また、中国のデータを捜すために産業界の中に差し迫った必要性があると指摘しました。EPO は、機械翻訳技術が日本語と韓国語のためによく機能することは認めましたが、中国語から英語への機械翻訳は決して正確ではありません。したがって、EPO は、中国の特許文献の手動翻訳に必要な投資額を調査中です。

未来へのシナリオ
2年のプロジェクトの間に、EPO は科学、経営、政治、倫理学、経済学分野の評論家を含む 150 人の重要人物にインタビューを行い、15～20年後の知的

所有権と特許の未来についての彼らの考えを尋ねました。彼らの応答を使用して、4つのシナリオが一連のワークショップで開発されました。
詳しくは、www.epo.org/focus/patent-system/scenarios-for-the-future.html をご覧になって下さい。

IPC の改訂 - 2つの新しいバージョン
IPC の見直しに続いて、IPC の改善版が3ヶ月毎に改訂されます。最初の改訂が2007年1月1日に導入されました。さらに2つの改訂が IPC 改善小委員会で同意されました。2007年10月1日に実施される2007年10月の改訂では、ハイブリッド電気自動車の新しい分類がサブクラス B60K に導入されるでしょう。ブロードバンド分配システムの

サブクラス H04K の分類はバージョン 2008.1 (2008年1月1日実施) で完全に改訂されるでしょう。

EPC2000 の元での法的救済
EPC の下では出願人と特許権者は多くの手続きを期限内に行わなければいけません。当事者が期限を守れない場合、通常権利の喪失が制裁として与えられます。

EPC はこれらの権利の喪失の多くを処理続行請求 (121 条) と回復請求 (122 条) で救済しています。EPC2000 はこれらの法的救済の与えられ方について多くの変更を導入し、処理続行請求の適用範囲をかなり広めました。その結果、権利の請求は処理続行が適用されない期限に

ついでにのみ制限されました。

Traing
自席で受けられる EPO のトレーニング
EPO のバーチャル教室トレーニングコースは特許情報製品を自席でもっと学ぶ方法です。コースは無料で、インターネットで EPO トレーナーや他の参加者となることが出来ます。

秋に予定されるイベントは、「特許情報製品とサービス」という名称になる予定です)は esp@cenet、IPscore、Register Plus、および WebRegMT の個人のモジュール、ESPACE collection、公式の公開および公開サーバを含んでいます。

詳しい情報に関しては、training.vienna@epo.org にお書きください。特許情報トレーニングに関してメールでのご連絡については、<https://secure.epo.org/patents/email/pi-training/index.en.php> をご利用ください。

公開コーナー

公開コーナーは Patent Information News の定期的な記事であり、読者に EPO 公開の統計と一般的な情報を提供します。

EP-A₁: サーチレポートとともに公開された EP 出願

EP-A₂: サーチレポートなしに公開された EP 出願

EP-A₃: サーチレポート

EP-B₁: EP 明細書

EP-B₂: 補正 EP 明細書

注意: この表には PCT 経由の EP 出願は含まれていません。これらは WIPO によって公開され、英語、フランス語、ドイツ語以外の言語でなければ、EPO に利用可能となりません。現在、EP 出願の 70% が PCT ルートの出願です。

EP 公開特許(07/Jan-Sep)			
	2007年週平均	Jan-Sep 計	2006年比
EP-A 文書			
EP-A1	803	31327	-2.3%
EP-A2	427	16535	9.3%
EP-A1+A2	1230	47962	1.4%
EP-A1/A1+A2	65.3%		
EP-A3	326	12710	-17.8%
EP-B 文書			
EP-B1+B2	1087	42381	-11.1%

アジアからの特許情報

アジアの現在

WIPO の特許レポート 2007 年によると、中国特許庁の 2005 年の出願受理件数は世界で3番目だそうです。32.9%の成長率とともに、中国の出願件数は第4位から3位になりました。同じ統計によると、すべての特許出願の77%が、世界の5大特許庁、日本、米国、中国、韓国、および EPO で出願されました。レポートによると、1995 年から 2005 年に、世界の特許付与は毎年 3.6%増加し、2005 年には 600 000 件の権利付与がありました。特許出願は毎年 4.7%増加し、2005 年に 160 万件以上に達しました。同年に、およそ 560 万件の有効特許が世界中で付与されました。WIP O Patent Report は www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patent_s/patent_report_2007.html で利用可能です。

韓国と中国の居住者からの特許出願が 2005 年に急激に増えました。

WIPO の 2007 年特許レポートによると、2005 年の居住者による特許出願が韓国で倍に、中国で 8 倍に増加しました。詳しい情報に関しては、www.epo.org/focus/news/2007/20070810.html and www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/patent_report_2007.html をご参照下さい。

日本では出願の取り下げ、放棄を行うと審査請求料の 50%の返還ができます。

一定の条件の下で、審査手続が始まる前に、出願人が出願取り下げ又は放棄を行い、かつ返還を請求した場合に、日本特許庁は出願人によって支払われた審査請求料の半額を返還します。詳細に関しては、www.jp.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/ryoukin_e/half_refund_system.htm をご参照下さい。

中国特許庁の新しいウェブサイトでは知的財産保護の情報を英語で提供しています。

中国における知的財産保護のウェブサイトは 2006 年 4 月に開始し、英語、中国語で利用可能です。英語版には、中国の様々な法と規則の翻訳、中国での IP 保護に関連する報告およびニュース、出願ガイド、統計およびオンライン相談サービスを含んでいます。また、中国、香港、台湾、およびマカオの重要な IP 組織へのリンク集及び、他の政府機関、協会、および政府機関についてもリンク集を提供しています。このウェブサイトは <http://english.ipr.gov.cn/en/news.shtml> で利用可能であり、中国での出願人、中国特許情報に興味のある方には貴重な情報を提供しています。

EPO の 2006 年の統計によると 2006 年の最も活発な出願人 100 人の中で東アジアの企業は突出した存在になっています。EPO における 2006 年出願人の件数トップ5はフィリップスの 4425 件、サムソン 2355 件、シーメンス 2319 件、松下 1529 件、BA SF1459 件です。詳細については、[\[us/office/statistics/top-applicants-2006.html\]\(http://us/office/statistics/top-applicants-2006.html\) をご参照下さい。](http://www.epo.org/about-</p></div><div data-bbox=)

2007 年 1 月以降の韓国の B 文書には審査官によって引用された先行技術文書のリストが含まれています。

引用文献は付与韓国特許公報のフロントページの INID コード 56 の下に記載されています。韓国のフロントページのもう 1 つの新しい書誌事項が審査請求日です。この項目は INID コード 22 の下に記載されています。



www.paterra.com/KIPI/KIPRIS.pdf で例を見ることができます。

台湾特許庁は月次及び四半期統計を発行しています。

台湾特許庁の月次統計には、特許、実用新案、デザイン、商標、および著作権に関する情報が含まれています。四半期の統計は、台湾での出願、付与のより詳細なデータが、2005 年から現在まで利用可能です。また、台湾特許庁ウェブサイトには、実施と起訴統計と同様に 2002 年から 2005 年までの年次統計があります。www.tipo.gov.tw/eng/ でご覧になれます。(左欄の「統計」をクリックしてください。)

インド特許庁の特許と商標に関する電子出願システム

新しい「e-Filing of Patent Applications」と「e-Filing of Trade Marks Applications」で、全ての国内及び外国の出願者は特許、商標電子出願、出願状況の確認、料金の支払いが可能となりました。そのポータルサイトでは使用方法も提供されています。詳細につきましては以下をご参照下さい。www.patentoffice.nic.in/

香港特許庁の新しいフォームの導入

2007 年 6 月 1 日現在、出願人は特許、商標、デザイン、および著作権に関連するすべての手続きに新しいフォームを使用しなければなりません。新しいフォームと料金に関する情報は以下で利用可能です。www.ipd.gov.hk/eng/forms_fees.htm

イギリスは Patent Prosecution Highway Pilot Program (PPH)に参加する最初のヨーロッパの国です。

イギリスと日本は 2007 年 7 月 1 日以降の両国の出願人から PPH に参加しました。パイロットプログラムは一年間行われる予定です。詳細につきましては以下をご参照下さい。www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumie/puresu_e/press_highway_e.htm

他の情報につきましては以下をご参照下さい。<http://eastmeetwest.europeanpatent-office.org/news>

Some important

telephone numbers

esp@cenet helpdesk

Tel.: +43 1 52126 4051

Fax: +43 1 52126 4533

e-mail: espacenet@epo.org

Electronic publications

advice line

Tel.: +43 1 52126 2411

Fax: +43 1 52126 2492

e-mail: epal@epo.org

INPADOC helpdesk

Tel.: +43 1 52126 115

Fax: +43 1 52126 3292

e-mail: inpadoc@epo.org

Asian patent information

Tel.: +43 1 52126 4545

Fax: +43 1 52126 4197

e-mail: asiainfo@epo.org

Training

Tel.: +43 1 52126 1043

Fax: +43 1 52126 4533

e-mail: training.vienna@epo.org

Subscriptions

Tel.: +43 1 52126 4546

Fax: +43 1 52126 2492

e-mail: subs@epo.org

Paper publications

Tel.: +43 1 52126 4548

Fax: +43 1 52126 2491

e-mail: docdeliv@epo.org

Switchboard

Tel.: +43 1 52126 0

EPO Customer Services are open for your enquiries on all matters relating to European patents:

Tel.: +49 89 2399 4636,

e-mail: info@epo.org

世界特許情報

読者の皆様は、最近発行されたこの国際的なジャーナルの最新号(第29巻、2007年3月発行)の内容に興味があるかもしれません。

以下のような内容になります:

- 図面による機械、装置特許の検索機能向上効果。
- 組織は特許付与をせずどのように発明品を保護できるでしょうか。
- カナダの特許政策と情報工学が与えた、カナダ特許庁の活動と特許情報の使用について1980年から2005年までの影響
- 知的所有権サービスの統合ワンストップ・サービス提供者としての地域のPATLIBセンター

より多くのクライアントを引き付けるための良いサービスとは

- イランの特許システム: 序論
- 毒、政治—先住権とIP保護
- Vincent (‘Vince’) Smith Dodd, 1924-2006
- インターネット上の特許、商標、およびデザインデータベースに関するニュース
- P.R.中国からのニュース
- ラテンアメリカからのニュース
- WIPOニュース
- オーストラリアとニュージーラ

ンドからのニュース

■ 2007年3月、ソレント(イタリア)におけるIPI-ConfEx会議と展示会

編集長(マイク・ブラックマン)は、ジャーナルへの記事を受け取り、いつも嬉しく思っております。ご連絡は以下でお願いします。

mblackmanwpi@tiscali.co.uk

詳しい情報は以下で利用可能です。

<http://www.elsevier.com/locate/worpatin>.

“East meets West” in Vienna

EPOの「East meets West in Vienna」フォーラム年に一度行われ、東アジアの特許情報の専門家と世界中からのユーザが一同に会する場所です。次回のフォーラムは2008年4月17、18日に行われる予定です。

今年の特許情報に関する詳しい

情報に関しては、www.epo.org/about-us/events/archive/2007/emw2007.htmlを参照頂くか、asiainfo@epo.orgのEPO East Asian patent information teamにお問い合わせ下さい

リガにおけるEPO特許情報会議

今年の特許情報会議は、2007年10月16~18日にリガのReval Latvijaホテルで開催されます。プログラム、トレーニングコース、およびヨーロッパの主要な特許情報展示会に関する詳しい情報については以下ご参照下さい。

www.epo.org/about-us/events/pi-conference-2007.html。

